

(別紙)

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の改正等に伴い、知事が利用することができる特定個人情報等を定める等のため、青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務及びこれに類似する私立高等学校等就学支援費補助事業等に係る事務について、知事が利用し、及び県の他の機関に提供できる特定個人情報として、生活保護関係情報等を追加する。
- (2) 生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務について、知事が利用できる特定個人情報として、職業転換給付金関係情報を追加する。

3 新旧対照条文（案）

別添のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。